

NHKへの質問と回答

質問1

当該番組に関する最高裁判決は、放送事業者の自立的判断による番組編集の自由を理由に、取材に密接に協力した団体の当該番組の内容についての期待・信頼は法的保護の対象にならないと判示しました。そのことを前提としても、一定の深い取材に基づく番組の場合、取材・制作協力者との良好な信頼関係なしには、番組が成立しないことは言うまでもありません。現行の「NHK新放送ガイドライン2008」でも「●取材相手には誠実に接し、互いの信頼を大切にしなければならない。●取材にあたっては、番組および取材の意図を事前に十分説明し、理解を得る。また、取材後の状況の変化によって番組のねらいが変更された場合にも、取材の相手に十分に説明する。」と謳われています。

当該番組の場合、被取材者やスタジオ出演者との関係において、どこで誤解や行き違いが生じたのかについて、上記ガイドラインの観点から、どうお考えでしょうか。

また、この経験を踏まえ、貴局はどのような教訓を引き出されたのか、お聞かせください。

回答1

NHKの「新放送ガイドライン2008」(以下、新放送ガイドラインといいます)は、取材の基本ルールとして「取材源の秘匿」などとともに、「取材先との関係」について次のように記しています。

- 取材相手には誠実に接し、互いの信頼を大切にしなければならない。
- 取材にあたっては、番組および取材の意図を事前に十分説明し、理解を得る。また、取材後の状況の変化によって番組のねらいが変更された場合にも取材の相手に十分に説明する。
- 取材の相手から取材に応じるための条件を出された場合、その条件を受け入れることができなければ、その旨をはっきりと伝えなければならない。

これは、取材相手との信頼関係を重要視するNHKの考え方を示したものです。番組制作であれニュースの取材であれ、取材相手との信頼関係が基本にあって成り立ちます。しかし取材相手に対し、放送する番組の詳細な内容まで約束することは、番組編集の自由の観点から認めることはできません。番組は一般的に、放送の直前まで編集作業が続けられ、放送する内容が取材時点の見通しとある程度異なるもの

になることがあるのは、一般的に理解されていると考えています。

こうしたことを踏まえて、新放送ガイドラインでも「番組のねらい」、つまり番組の趣旨や大きな枠組みが変更される場合に限って、取材相手に十分に説明することをルールとしているのです。

この番組をめぐって「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（以下、バウネットといいます）がNHKなどを訴えた裁判で最高裁判決は、「法律上、放送事業者がどのような内容の放送をするか、すなわち、どのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられているが、これは放送事業者による放送の性質上当然のことということもでき、国民一般に認識されていることでもあると考えられる」（最高裁判決21頁）と認定しました。これは、上記のNHKの考え方が理解されているものと考えます。

最高裁判決はさらに、この番組の取材でのやりとりを引用した上で「DJ」の担当者の原告に対する説明が、本件番組において本件女性法廷について必ず一定の内容、方法で取り上げるというものであったことはいかなるわけでもなく、原告においても、番組の編集段階における検討により最終的な放送の内容が上記説明と異なるものになる可能性があることを認識することができたものと解される」（最高裁判決24頁 注：DJは制作会社ドキュメンタリー・ジャパンのこと）と述べています。

NHKは、最高裁判決も踏まえ「番組のねらい」に変更はなかったと考えています。従いまして新放送ガイドライン（あるいは当時の放送ガイドライン）に照らして問題はなかったと考えています。

ただ結果としてバウネット側に不快な思いをさせたことは、反省すべき点だと考えています。もとよりNHKが想定していなかったことですが、この番組の制作についてNHKの関連会社から再委託を受けた制作会社のディレクターが、提案票をバウネット側に渡して説明しました。提案票はそもそも内部文書であり、取材相手に渡したり見せたりするものではありません。しかもディレクターが渡したのは、採択された正式な提案票でもありませんでした。しかしこのことがきっかけとなって、放送される番組が女性法廷を記録したドキュメンタリー番組になるというような過大な期待を抱かせたとしたら残念であり、こうしたことがないようNHK職員はもとより外部の制作会社にも周知徹底を図っていきたいと考えています。

出演者との関係では、スタジオでの収録後にVTRを追加するなどしたことについて連絡をしなかったことなどは放送倫理上、問題があったと考えており、この点についても一層の周知を図ってきたところです。

質問2

公式見解には、当該番組の放送に前後して、国会対策部門の担当局長にともなわれた放送・制作部門の責任者らが国会議員と面談し、当該番組の概要について説明した旨が記されています。

面談の目的は、予算説明の際、先方から同番組について質問された場合に答えられるため、との説明が付されていますが、いまの時点から振り返った場合、放送・制作部門責任者のこのような対応をどうお考えですか。

回答2

この番組については、国会担当の担当局長の要望に基づき、放送総局長が自らの判断で予算説明の際に同行して必要と思われる範囲で説明をしたもので、問題があったとは考えていません。

質問3

放送の自主・自律に関し、「NHK新放送ガイドライン2008」では、「(番組編集は)何人からも干渉されない」旨が謳われています。他方、放送法は貴局に対し、内閣によるNHK経営委員会委員の任命や、国会による事業・予算の承認を義務づけており、その限りにおいてNHKの運営に対する政府の関与を認めています。

こうした制度下で、国会対策部門ではない放送・制作部門の職員が、直接国会議員らに対し、事前に番組内容に関する説明をすることは、放送の自主・自律の観点から、問題は生じないのでしょうか。

また、国会対策部門の担当局長が、当該番組の現場制作者に対し、放送の直前に番組の修正や削除の具体的な指示をしています。放送の自主・自律の観点から、問題は生じないのでしょうか。

また、今後も、放送・制作部門の職員が国会議員等に事前に番組内容に関する説明をしたり、国会議員等に説明をした国会対策部門の職員が、現場制作者に対して番組の修正や削除の具体的な指示をすることはありうるのでしょうか。

回答3

国会議員等への説明については、国会担当の担当者が行うのが基本ですが、その他の部門の者が説明した方が合理的であると考えられる場合には、一切認められないというものではないと考えています。

この番組については、放送総局長は国会担当の担当局長の要望に基づいて自らの判断で予算説明の際に同行して必要と思われる範囲で説明をしたもので、問題があったとは考えていません。

しかしながら放送・制作部門の担当者が、放送前に個別の番組内容を国会議員等に直接、説明することは、NHKの自主自律について無用の誤解を与える可能性があることは否定できません。NHKはこうしたことがないように一層留意していきたいと考えています。

国会担当の担当局長がチーフプロデューサーに変更を指示したということについてですが、この指示とは、担当局長が試写の後の放送総局長、番組制作局長、教養番組部長の話し合いの結果を伝えたもので、問題はなかったと考えています。その後の編集作業は、教養番組部長のもとで行われました。

個々の放送番組について番組の担当者以外の者が、当該番組の制作・編集や放送の責任者の指示または許可なく、個々の放送番組の制作・編集に関与することはこれまでも行っていませんし、今後とも行うことはありません。こうしたことは、就業規則に「越権行為の禁止」として定めているところであり、新放送ガイドラインにも記しています。

質問4

当該番組に関わる裁判では、編集過程の最終局面において、上層部の判断・指示と、現場制作者の番組に対する考えが必ずしも一致していなかったことが明らかになっています。このことは、制作現場の内部的自由との関連でも重要な問題をはらんでいます。

このような場合、両者の関係はどうあるべきだとお考えでしょうか。

また、両者が番組内容や表現手法等、制作の本質的な部分で対立した場合、それを調整する機能は、現在、貴局内に存在するのでしょうか。

回答4

意見や考え方に食い違いが生じた場合、番組に責任を負う上司が判断するのが組

織として当然のことと思います。こうしたことはNHKに限らずどこの組織でも同じだと考えます。

NHKにおいて、番組制作局長は番組制作部門の責任者であり、放送総局長は放送全体の責任者であって、放送に関する最終的な責任を負っています。チーフプロデューサーや教養番組部長がそれぞれのレベルで判断するのは言うまでもありませんが、最終的にはその上司である番組制作局長、放送総局長が判断すべきものと考えます。

質問5

貴局は当該番組に関し、その制作過程の詳細や最高裁判決後の短いコメントを、記者会見やホームページ等で明らかにしています。しかし、受信料を支払って貴局の放送事業全体を支えている視聴者にとっては、何より番組こそが貴局の姿勢や考えを知る最良の機会です。

貴局は今後、当該番組の制作・放送とその後の経緯について、またそこから得た教訓等について番組化し、放送する予定はあるのでしょうか。

回答5

検証番組を制作する考えはありません。

この番組に関しては、最高裁判所が認定したとおり法的な問題はなく、また国内番組基準や新放送ガイドラインに照らしても、出演者との関係を除いて問題はないものと考えています。

なお、NHKは番組編集の自由を守る観点から通常、番組の編集過程は明らかにしていませんが、この番組については、政治的圧力を受けて番組内容が改変されたなどとする一部報道もあったことから、番組の編集過程を含めた事実関係の詳細をあえて明らかにし、「編集過程を含む事実関係の詳細」としてホームページで公開しています。また、記者会見や国会の場でも、事実関係を明らかにしてきました。このように視聴者・国民の皆様に対する説明は十分に果たしてきていると考えています。

質問6

以上、お尋ねしました項目以外に貴局として述べておきたいことがありましたらご記入ください。

回答6

その他、述べておきたいNHKの考えは別紙の1、2の通りです。

別紙1. この番組に関するNHKの考え方

この番組は、NHKが自律した編集に基づき、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにするという放送法の趣旨を尊重して公平・公正な立場で制作したものです。

この番組をめぐる裁判や記者会見の場などでも繰り返し説明してきたとおり、政治的圧力を受けて番組内容を改変したという事実はなく、国会議員等の意図を忖度して番組内容を改変したという事実もありません。

NHKなど放送事業者にとって、憲法で保障された表現の自由を確保するために番組編集の自由、自主自律は何よりも大切です。先にも述べたとおり、最高裁判決も、「番組の編集に当たっては、放送事業者の内部で、様々な立場、様々な観点から検討され、意見が述べられるのは、当然の事であり」と述べ、「どのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられている」（最高裁判決 21頁）として、この考えに理解を示しています。

この番組はNHKの自律的な編集に基づいて制作されたものであり、番組の内容にも編集過程にも、問題はなかったものと考えています。

貴委員会の意見や見解は、この番組やNHKにとどまらず放送倫理の一般的な基準として放送界全体に大きな影響力を持ちます。放送された番組の内容に問題がないのであれば、番組の編集過程の是非を論ずることについては極めて慎重であるべきだと考えます。

NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与するため、報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されず、放送の自主自律を堅持していきます。

別紙2. 貴委員会の審議の在り方に関する要望

この番組についての審議を踏まえて、貴委員会の今後の審議の在り方に関してNHKとして以下の要望があります。

貴委員会の委員長はこの番組を審議する理由について、NHKの自律性という点で改変の過程に放送倫理上の問題があるのではないかと説明しました。貴委員会がこの番組について放送倫理上の問題があるとすれば、どのような事実がどのような根拠や基準に照らして問題なのか、具体的に示していただきたいと思えます。また、番組に放送倫理上の問題がなかったとする場合にも、審議することを決めた理由を踏まえてその根拠や基準を明確に示していただきたいと思えます。

貴委員会の出す結論は、ひとりNHKにとどまらず、放送倫理の基準として放送界全体に影響を及ぼします。客観的な事実に基づいた明確な指摘でなければ、逆に放送界を混乱させ萎縮させることにもつながりかねません。

貴委員会の委員の中には、この番組をめぐる裁判の原告バウネットの書籍、『消された裁き NHK番組改変と政治介入事件』や『NHK番組改変と政治介入 女性国際戦犯法廷をめぐる何が起きたか』に、バウネットのメンバーや原告弁護団の弁護士、女性法廷の関係者らとともに執筆者として名前を連ねている方がいます。

こうした中で、中立で公正な結論を担保することについて、貴委員会はどのように考えているのでしょうか。

貴委員会の委員に自由な言論活動が保障されるべきことは当然ですが、こうした状況では第三者から結論の公平性に疑念をもたれることになりかねないのではないかと危惧します。このようなケースの取り扱いをどうするのか、検討していただきたいと思えます。

「放送と人権等権利に関する委員会」は運営規則で、申し立ての期間は放送から1年とし、また、裁判で係争中の問題は取り扱わないなどと定めています。しかし、貴委員会の運営規則には、こうした条項はありません。今後、規則を整備するよう検討していただきたいと思えます。

以上の通り、回答します。なお、ここまでがNHKの回答ですので、一体のものとして取り扱い頂きますようお願いいたします。